

自動車検査独立行政法人
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	4	<p>○平成19年度評価を踏まえ、警報装置作動による複数職員による対応、警察への通報など不当要求者への組織的対応に努めている。その結果、平成20年度の発生件数は491件と前年度比26%減少している。</p> <p>○全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び検査コースの巡回、防犯設備の設置などを実施している。</p> <p>○不当要求が多く発生している16事務所等の警備の強化、84事務所等における110回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施している。</p> <p>以上のとおり、不当要求に対して各種の対策を実施しており、未然防止にも努めていることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>今後も発生防止のために、他の対策の検討も含め、引き続き対策を進めていただきたい。</p>

<p>②新基準等に対応した審査方法等の整備 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>②新基準等に対応した審査方法等の整備 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>3</p>	<p>○道路運送車両の保安基準に関する細部規定の改正等に対応して4回にわたり審査事務規程の改正を行っており、必要な審査方法等の規定整備を行っている。 ○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習会において、講師を務めている。 以上から、着実な実施状況があると認められる。</p>	
---	---	----------	---	--

<p>③審査方法の改善 (ア) 審査事務規程の充実・明確化 審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を図る等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>③審査方法の改善 (ア) 審査事務規程の充実・明確化 審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、審査の高度化について、3次元測定・画像取得装置に係る審査方法を定める等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>4</p>	<p>○不適合箇所の整備等を十分に行わずに再入場を繰り返す一部の受検者が存在する実態を踏まえ、受検機会の公平性及び確実な整備の確保並びに業務運営の効率化のため、1回の検査申請に基づく検査コースへの入場回数を初回の入場を含めて3回までと規定している。</p> <p>○3次元測定・画像取得装置の運用を開始するに当たって、新規検査等において、画像取得の対象となる自動車、同装置使用時の注意事項等を規定している。さらに、不正二次架装問題に対応して、大型特殊自動車を画像取得対象に追加している。</p> <p>以上のように、審査の実態及び社会的要請を踏まえて審査事務規程の充実を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
---	--	----------	--

<p>(イ) 諸外国の知見の活用</p> <p>自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA（国際自動車検査委員会）等に定期的に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>(イ) 諸外国の知見の活用</p> <p>自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>4</p>	<p>○平成20年5月のCITA総会に役職員を派遣しており、諸外国の行政機関等と情報交換を行なうとともに、当法人の自動車検査の高度化の取り組みについてプレゼンテーションを行っている。</p> <p>○CITA総会の内容について、研修での紹介及びイントラネットへの掲載を行っており、職員に対して広く情報を提供している。</p> <p>○自動車基準認証国際化研究センター（JASIC）に設置されている検査整備制度調査部会に参加しており、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査を行っている。</p> <p>以上のとおり、諸外国の情報収集だけでなく、日本における検査の動向に関する情報発信にも努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>CITA総会への参加を通じて、具体的な審査業務の改善に役立てることが期待される。</p>
--	---	----------	---	---

<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>3</p>	<p>○職員からの意見・要望・提案等を受付ける「NAVIポスト」により、1件の職員からの要望、提案を受け付けている。 ○3次元測定・画像取得装置の運用を開始するに当たって、職員が自主的に測定及び画像取得の方法について研究を行っており、効率的・効果的な審査手順が考案されている。 以上により、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。</p>	<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行います。</p>	<p>3</p>	<p>国等との人事交流を円滑に行っており、審査業務の質の向上が期待できる最適な人材確保に努めていることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>⑤職員能力の向上</p> <p>検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。</p> <p>また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>⑤職員能力の向上</p> <p>検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。</p> <p>審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車審査高度化施設に対し職員の習熟を図るため、全ての研修において、先行導入されている八王子事務所を利用して体験実習を実施している。 ○自動車の技術革新等に対応するため、自動車の新機構・新技術に関する研修を行っている。 ○事故防止及び不当要求への対応強化を重点事項としており、研修内容の充実を図っている。 ○平成19年度評価も踏まえ、単年度の能力向上だけでなく、経験年数等に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮して研修を行っている。 ○研修生に対し試問を行うなどにより研修生の達成度の把握に努めている。 <p>以上のとおり、優れた実施状況にあると認められる。</p>
---	--	----------	--

<p>◎職員の意欲向上</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>◎職員の意欲向上</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>4</p>	<p>○平成19年度評価を踏まえ、業務への取組意欲の向上を図るため、次のとおり多様な業績を取り上げ、当法人の職員11名及び5事務所に對し業績表彰を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正受検の発見に際し優れた業績が認められた職員5名 ・連続無事故を達成した組織5事務所 ・自動車審査高度化施設の開発及び導入に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー6名 <p>○第一期中期計画期間に中央実習センターにおける研修の技術指導教官として検査職員の技術向上に貢献した当法人の職員86名に對し、感謝状を授与している。</p> <p>以上のとおり、多様な業績について表彰を行うことにより職員の業務への意欲向上を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
--	--	----------	--

<p>⑦内部監査の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。 また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p>	<p>⑦内部監査の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。 また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢の在り方の検討を行います。</p>	<p>3</p>	<p>○各事務所等に対して、本部による計画調査・指導を18ヶ所、無通告臨時調査・指導3ヶ所、検査部による調査・指導を20ヶ所実施し、審査業務実施にあたり、安全が確保されるべき事項等の指摘を行うとともに、安全作業に向けた独自の取組みを評価しており、職員の安全管理に関する意識の高揚を図っている。 ○監査事項に対応した専門知識等を有する職員が監事の業務補助を行うよう見直しを行うなど、態勢の整備に努めている。 以上により、着実な実施状況にあると認められる。</p>
<p>(2)検査情報の電子化等による検査の高度化 ①新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止 検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存する機器等を順次導入し、運用します。 申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等の順次導入を図ります。</p>	<p>(2)検査情報の電子化等による検査の高度化 ①新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止 検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存する機器を全国に配備します。 申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等を関東検査部、中部検査部管内を中心に順次導入します。</p>	<p>4</p>	<p><3次元測定・画像取得装置> ○新規検査等において車両の画像を取得するとともに、自動車の諸元を高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を全国に47基導入している。 ○平成19年度までに導入された同装置の運用を開始するに当たり、報道関係者や自動車関係機関等に対する見学会を開催し、導入の目的や装置概要、今後の運用計画等について説</p>

		<p>明を行っており、受検者の理解の向上を図っている。</p> <p>○職員の習熟訓練及び実際の受検車両を使用した試験運用を行った上で、平成20年9月から順次本運用を開始しており、年度中に32事務所において本格運用を実施している。</p> <p><自動車審査高度化施設></p> <p>○検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した装置等により構成される「自動車審査高度化施設」を関東検査部及び中部検査部管内を中心とした33か所の検査場を改修して導入している。</p> <p>○平成19年度に先行導入された八王子事務所を使用して研修運用を実施しており、職員の習熟に努めている(実務研修10回142名、体験・見学研修18回466名)。また、受検者による申請書等の改ざん及び受検車すり替え等の不正受検の検出等について検証を行っており、仕様の改善を図っている。</p> <p>○検査場の改修に際しては、通常の審査業務に影響が生じることのないよう、可能な限り工事監督業務の標準化を図っているなど、同施設の導入に関する管理業務の効率化に努めて</p>
--	--	---

			<p>いる。</p> <p>以上のとおり、3次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の導入を審査業務に支障を生じることなく円滑に進めており、同装置については順次運用も開始していることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>②検査情報の有効活用</p> <p>検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて必要な機器の導入を行います。</p>	<p>②検査情報の有効活用</p> <p>検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて必要な機器を関東検査部始め、各検査部に順次導入します。</p>	<p>3</p>	<p>○「自動車審査高度化施設」を33か所の検査場を改修して導入している。</p> <p>○平成19年度に先行導入された八王子事務所を使用して研修運用を実施しており、職員の習熟に努めている。また、審査結果を有効活用するために詳細分類した不適合箇所を記録する際の項目などの審査方法について検証を行っており、仕様の改善を図っている。</p> <p>以上により、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>③受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供を実施することに努めます。</p>	<p>③受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を試行するとともに、引き続き調査・研究を実施します。</p>	<p>3</p>	<p>○「自動車審査高度化施設」を33か所の検査場を改修して導入している。 ○平成19年度に先行導入された八王子事務所を使用して研修運用を実施しており、審査結果記録表（試行版）を提供して問題点等を抽出している。さらに、自動車ユーザーの視点に立った情報内容の検討を外部委託しており、審査結果記録表の内容の見直しを行っている。 以上により、着実な実施状況にあると認められる。</p>
<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>3</p>	<p>○排出ガスに関する車載式故障診断装置（OBD）について、外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」において審査での活用方法を検討するため、諸外国での活用状況について情報収集を行っている。 ○安全に関するOBDについて、平成19年度から設置されている官民学の有識者からなる検討会に参加しており、規制動向の把握に努めている。 以上により、着実な実施状況にあると認められる。</p>

<p>(3)受検者等の安全性・利便性の向上</p> <p>①受検者等の事故防止対策の実施</p> <p>要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、期末において20%以上削減します。</p>	<p>(3)受検者等の安全性・利便性の向上</p> <p>①受検者等の事故防止対策の実施</p> <p>要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、8%以上削減します。</p> <p>特に、検査法人が責任を有する事故について、10%以上削減します。</p>	<p>4</p>	<p>○平成20年度安全衛生実施計画を策定し、事故ゼロの取組み、マルチテストによる受検車両損傷事故等の防止、安全作業マニュアルに基づく作業の徹底などを重点事項として定めており、各種会議等において周知し職員の意識改革を図っている。</p> <p>○奇数月の第2火曜日を「事故の発生件数ゼロの日」と定めており、職員の安全意識高揚を図るとともに、受検者等に対しても周知し、事故防止に取り組んでいる。</p> <p>○平成20年度に更新した自動方式検査機器には、案内板及び音声誘導装置を装備しており、このうちマルチテストについては、最低地上高検知装置を装備するなど、施設の改善に取り組んでいる。</p> <p>○発生した事故に対しては、各事務所等において原因の分析及び対策の実施を徹底するとともに、本部から事故速報及び四半期毎の事故発生状況を発出ししており、会議等の機会にも事故事例及び対策を説明し共有することにより同種の事故の再発防止に努めた。</p> <p>○以上のように、事故の発生しやすい箇所に対し受検</p>	<p>事故の発生件数ゼロに向けて引き続き努力を求めたい。</p>
---	--	----------	---	----------------------------------

			<p>者への明確な注意表示等の対策や、職員の事故防止に対する意識向上等に努めている。その結果、平成20年度における事故件数は186件と平成18年度比17%減少している。また、検査法人が責任を有する事故についても、86件と平成18年度に比べ25%の削減となっている。</p> <p>以上のとおり、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は目標を大きく上回っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
--	--	--	--	--

<p>②利用しやすい施設と業務運営 (ア) 施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ期末において20%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>②利用しやすい施設と業務運営 (ア) 施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ8%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>4</p>	<p>○故障発生の可能性及び影響度が大きい検査機器(大小兼用機器19基、マルチテスタ17基、二輪機器4基)の老朽更新を行っており、これら全てに音声誘導装置及び機器等名称看板を装備している。 ○また、ヘッドライトテスタへの衝突事故対策として、衝突防止対策機構を設けた機器を引き続き導入している。 この結果、検査機器の故障等による検査コース閉鎖時間は約2971時間と平成18年度と比較して17%減少しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器(各検査機器で110基程度)については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 平成20年度中に更新又は新設する検査機器(各検査機器で37基程度)については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>3</p>	<p>平成20年度に更新した自動方式検査機器(大小兼用機器19基、マルチテスタ17基、二輪機器4基)には、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(ウ) 受検者の要望の把握</p> <p>受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>(ウ) 受検者の要望の把握</p> <p>受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>4</p>	<p>○検査場におけるサービスの向上や施設の改善に資するため、全国の主要な自動車検査場10か所において、受検者に対するアンケート調査を実施しており、受検者のニーズの把握に努めている。</p> <p>○平成19年度の調査結果を踏まえて設問を工夫している。その結果、より具体的な回答を得られている。調査の結果については、受検者の属性等を踏まえて分析を行った上で施設及び業務の改善策について検討を行っており、一部を安全衛生実施計画に反映している。</p> <p>以上により、アンケート調査の結果を分析し業務の改善等にも反映しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
--	--	----------	--

<p>(工) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p>	<p>(工) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国と連携して検査の予約制度を適正に運用するため、予約システムの改善等を国とともに検討の上、実施します。</p>	<p>4</p>	<p>国と連携して検査の予約制度を適正に運用するため、「検査予約の確実な運用に向けた取組みの指針」を定めており、適正な予約枠数及び無予約者の取扱い等の処理要領を作成しステップアップ方式で取り組むことを規定している。これを受け、各事務所等において国や関係機関との調整を順次開始するなど、予約システムの改善等を国とともに検討し実施しており、着実な実施状況があると認められる。</p>
--	--	----------	---

<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化</p> <p>基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に44万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p> <p>また、効果的かつ効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計等の新たな機器の導入を検討します。</p>	<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化</p> <p>基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、10万7千台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p>	<p>4</p>	<p>○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めている。これにより、これまでの実績を超える13万台の車両について街頭検査を実施しており、目標値を22%上回っている。</p> <p>○街頭検査の内容についても、大型自動車のタイヤ脱落事故を受けた緊急街頭検査、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」の不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施している。</p> <p>○外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」を設置しており、国土交通省と協力して、灯火の色に関し色度計を用いた場合の測定方法等について検討を行っている。</p> <p>以上のとおり、目標台数を大幅に上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、優れた実施状況にある。</p>
--	---	----------	--

<p>(イ) 不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>(イ) 不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>4</p>	<p>○4つのカスタムカーショーに自動車検査官を派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両165台と部品展示1社に対して文書により注意喚起している。</p> <p>○カー用品販売会社5社9店舗に自動車検査官を派遣しており、基準に適合しないおそれのある100件について、適切な表示等を行うよう注意喚起を行っている。</p> <p>○アフターパーツ等の国際見本市の行政関連セミナーにおいて講演を行っており、展示会場のブースにおいて法人の活動のPRも行っている。</p> <p>以上のとおり、不正改造車を排除するための様々な啓発活動を行っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>3</p>	<p>車両不具合情報システムにより各事務所から収集した情報のうち、不具合情報に該当すると思われる情報6件について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>

<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>3</p>	<p>車台番号の改ざん等を225件発見しており、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行うとともに、連携を取って調査に協力している。盗難の疑いがある車両26件については国土交通省地方運輸支局等から警察への通報が行われており、着実な実施状況にあると認められる。</p>
---	--	----------	--

<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。</p> <p>審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p>	<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。</p> <p>審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p>	<p>4</p>	<p>○春秋の全国交通安全運動に参画している他、不正改造車排除運動、点検整備推進運動及びディーゼルクリーン・キャンペーンに参画しており、街頭検査を通じ審査業務に関する理解の向上に努めている。</p> <p>○審査事務規程等自動車の審査に係る最新の情報や環境報告書をホームページに掲載している。</p> <p>○審査業務及び検査の高度化の取組等について利用者等の理解を得るため、法人のパンフレットの改訂及び業務紹介ビデオの作成を行っている。また、アフターパーツ等の国際見本市の出展ブースにおいて資料の配布、上映及び説明を行っている。</p> <p>以上のとおり、利用者の審査業務に関する理解の向上のため最新の情報の発信にとめており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
---	---	----------	--

<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1)組織運営</p> <p>①要員配置の見直し</p> <p>民間指定整備工場による指定整備率の向上に際して、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めます。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1)組織運営</p> <p>①要員配置の見直し</p> <p>民間指定整備工場による指定整備率の向上に際して、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めます。</p>	<p>3</p>	<p>平成19年6月に策定された検査要員の配置計画（以下「要員再配置計画」という。）に従って検査要員の削減を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>②審査手数料の収納体制の整備</p> <p>受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制の整備を図ります。</p>	<p>②審査手数料の収納体制の整備</p> <p>受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制を引き続き維持します。</p>	<p>3</p>	<p>○自動車審査証紙による審査手数料の収納方式を採用し、この販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、国の印紙と同一の窓口で販売することによって、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。</p> <p>○自動車審査証紙の発注、発送、在庫管理等の業務を本部で一元的に行うことにより、効率的な業務執行体制を整備しており、売りさばき人の手間も軽減されている。</p> <p>以上のとおり、審査手数料の収納は混乱なく順調に行われており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(2)業務運営</p> <p>①一般管理費及び業務経費の効率化目標</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を4.5%程度抑制します。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を1.5%程度抑制します。</p>	<p>(2)業務運営</p> <p>①一般管理費及び業務経費の効率化目標</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、前年度に対して3%程度抑制します。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、前年度に対して1%程度抑制します。</p> <p>なお、公共サービス改革基本方針に従い、民間競争入札を実施します。</p> <p>具体的には、中央実習センターの管理・運営業務及び関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施します。</p>	<p>4</p>	<p>○一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、一括契約(消耗品)の拡充、契約案件集約化、システム最適化計画及びコピー用紙の両面使用等を図っている。これにより、平成19年度に対して5%抑制されている。</p> <p>○業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、節電、コピー用紙の両面使用等を図っている。これにより、平成19年度に対して4.5%抑制されている。</p> <p>○中央実習センターの管理・運営業務及び関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施している。</p> <p>以上のとおり、一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、目標を上回る抑制を達成できたことから、優れた実施状況にあると認められる。</p>
--	--	----------	--

<p>②随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>②随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>3</p>	<p>○平成 20 年 11 月総務省行政管理局長の「独立行政法人における契約の適正化について」を踏まえ、平成 21 年 3 月に競争入札を一層進める観点から複数年契約や総合評価方式を規程として明確に規定しており、業務運営の一層の効率化を図っている。</p> <p>以上のとおり、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③資産の有効活用</p> <p>研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行います。</p>	<p>③資産の有効活用</p> <p>研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うため、必要な措置を講じます。</p>	<p>3</p>	<p>中央実習センターについては、従来から国土交通省及び軽自動車検査協会の受託研修を実施しているが、さらに効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、研修業務に支障のない範囲で中央実習センターの一部を貸出できるよう必要な規程の整備等を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(3) 主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム（年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上）である「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、国の行政機関の取り組みに準じて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うとともに、策定した最適化計画を速やかにインターネット等により公表し、実施します。</p>	<p>(3) 主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム（年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上）である「PCネットワークシステム」について、平成19年度に策定した最適化計画に従い、順次、最適化を実施します。</p>	<p>3</p>	<p>主要な業務・システム（年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上）である「PCネットワークシステム」について、平成19年度に策定・公表された最適化計画に基づき、「WAN回線」、「LAN・サーバ」及び「システム運用管理業務」について最適化を実施しており、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図っていることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>3</p>	<p>○予算をもとに計画的に執行されている。 ○総利益184百万円は、審査手数料収入が計画を上回ったこと等により発生している。 以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を3,000百万円とします。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を3,000百万円とします。</p>	<p>—</p>	<p>平成20年度は該当無し。</p>	
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p>	<p>—</p>	<p>平成20年度は該当無し。</p>	

<p>6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。</p>	<p>6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。</p>	<p>—</p>	<p>平成20年度は該当無し。 なお、将来の審査件数の減少に伴う欠損の発生に備える必要があり、また、法人の経営努力により生じた利益を区別することは困難であることから、当期総利益は独立行政法人通則法第44条第3項に規定される特定の使途に充てる目的積立金ではなく、同条第1項の積立金として留保することとなっている。</p>																									
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="201 782 622 1018"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>13,507</td> <td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>2,665</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>3,437</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>7,405</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	13,507	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金	審査場の建替等	2,665	審査機器の更新等	3,437	審査上屋の改修等	7,405	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="784 782 1205 1018"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>4,058</td> <td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>2,655</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	4,058	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金	審査場の建替等	455	審査機器の更新等	948	審査上屋の改修等	2,655	<p>3</p>	<p>一部の事業について建築資材や燃料等の高騰により入札が不調・不落となり工事開始が遅れたため翌年へ繰り越しているが、全体計画に支障が出るものではなく、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																										
審査施設整備費	13,507	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金																										
審査場の建替等	2,665																											
審査機器の更新等	3,437																											
審査上屋の改修等	7,405																											
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																										
審査施設整備費	4,058	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金																										
審査場の建替等	455																											
審査機器の更新等	948																											
審査上屋の改修等	2,655																											
<p>(2) 人事に関する事項</p> <p>①方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p>	<p>(2) 人事に関する事項</p> <p>①方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p>	<p>3</p>	<p>○平成19年6月に策定された要員再配置計画に従って検査要員の削減を行っている。 ○役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系と</p>																									

<p>②人員に関する指標</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行うこととします。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p> <p>更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。</p> <p>[参考1]</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度の常勤職員数</td> <td>871人</td> </tr> <tr> <td>期初(H19)の常勤職員数</td> <td>865人</td> </tr> <tr> <td>期末(H22)の常勤職員数の見込み</td> <td>827人</td> </tr> </table> <p>[参考2]</p> <table border="0"> <tr> <td>中期目標期間中の人件費の総額見込み</td> <td>25,569百万円</td> </tr> </table>	平成17年度の常勤職員数	871人	期初(H19)の常勤職員数	865人	期末(H22)の常勤職員数の見込み	827人	中期目標期間中の人件費の総額見込み	25,569百万円	<p>②人員に関する指標</p> <p>事務所等毎の要員の配置計画に基づき、人員の削減を行います。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p>		<p>なっており、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなっている。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>[参考]</p> <p>平成20年度末常勤職員数 864人</p>	
平成17年度の常勤職員数	871人											
期初(H19)の常勤職員数	865人											
期末(H22)の常勤職員数の見込み	827人											
中期目標期間中の人件費の総額見込み	25,569百万円											

<記入要領>・項目ごとの「自己評価」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にある。
- 4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。
- 3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
- 2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にある。
- 1点：中期目標の達成に向けて十分な実施状況にない。

平成20年度業務実績評価調書：自動車検査独立行政法人

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝110 項目数（32）×3＝96 下記公式＝115%

<記入要領>

- ・個別項目の評価結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組んでおり、平成20年度は前年度から発生件数が大幅に減少するなど効果を上げている。

さらに、不正な二次架装及び不正受検の防止、検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供などを目標として、審査結果の電子化等による検査の高度化を実現するため、装置・施設の導入、職員の習熟、試験運用及び関係者への情報提供等に取り組んでいる。

このほか、各地で開催されるカスタムカー・ショウ等における啓発活動を行うとともに、社会的な要請に対応した街頭検査の実施に努め、目標台数も大きく上回るなど、不正改造車の排除、自動車社会の秩序の維持にも積極的に取り組んでいる。

また、平成19年度の評価において課題に挙げられた受検者等の事故については、増加の要因であった受検者の有責事故だけでなく検査法人の有責事故についても大幅に減少しており、事故原因の分析などを行った上で講じた各種の対策及び職員の意識向上の結果と判断される。さらに、機器の更新や施設の改善により、検査コースの閉鎖時間も削減が進んでいる。

業務運営の効率化や人事に関する計画も着実に実施されており、法人の業務の実績は順調であると認められる。

（課題・改善点・業務運営に対する意見等）

不当要求や受検者等の事故について、これまでの対策が件数の減少につながっていると考えられるが、職員の異動等があっても対策の効果を維持できるよう、引き続き発生防止に取り組むことが必要。

（その他）

独立行政法人整理合理化計画等の政府方針等についても適切に対応している。

（別紙参照）

(別紙)平成20年度における政府方針等への取り組み状況の評価

共通	記載事項	報告書本文該当箇所	取り組み状況	評価及び意見	
随意契約の適正化	整理合理化計画	・随意契約によることのできる限度額の基準を国と同基準とする。	II. 2. (2)②随意契約の見直し	19年4月に規程改正を行い、国と同基準としている。	妥当な取り組み状況であると認められる
		・随意契約見直し計画の実施状況についての監事監査の実施。		監事監査において随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について確認している。	妥当な取り組み状況であると認められる
		・企画競争、公募を行う場合には真に競争性、透明性が確保されていること。		一般競争入札、企画競争、公募とも実施公告、実施結果をホームページに公表することで競争性、透明性を図っている。	妥当な取り組み状況であると認められる
		・随意契約の比率の引き下げ	II. 2. (2)②随意契約の見直し	19年度と比較し、競争性のない随意契約の件数が41.5%減、金額が31.7%減、全契約に占める件数の割合が23.4%減、全契約に占める金額の割合が19.0%減となっている。 19年度142件(56.6%)、12.7億円(32.8%) 20年度83件(33.2%)、8.7億円(13.8%)	妥当な取り組み状況であると認められる
		・随意契約見直し計画の公表		ホームページにおいて計画を公表している。	妥当な取り組み状況であると認められる
		・官民競争入札等の積極的な導入の推進	II. 2. (2)①一般管理費及び業務経費の効率化目標	「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、20年度に民間競争入札を実施し、21年度から落札者による事業を実施することとしている。また、関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、20年10月以降2回の入札公告を行い民間競争入札を実施したが、落札者が決定しなかったため、入札条件を変更し3回目の入札を実施することとしており、そのための準備を進めている。	妥当な取り組み状況であると認められる
	政独委年度評価意見・関心事項	・規定類が国の基準と異なる場合の検証	II. 2. (2)②随意契約の見直し	国の基準に準じている。	妥当であると認められる
		・関連法人に係る契約の妥当性についての検証		関連法人なし	
		・一者応札率が高い理由についての検証		20年度の一般競争入札における一者応札率は40.4%(一般競争入札件数146件、うち一者応札件数59件)と50%未満であり、19年度政独委意見の「特に一者応札となるものが多い」場合には該当していない。	
		・第三者への再委託状況(随意契約、一者応札)		該当していない	
随意契約の適正化	・官民競争入札等についての評価	II. 2. (2)①一般管理費及び業務経費の効率化目標	「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、20年度に民間競争入札を実施し、21年度から落札者による事業を実施することとしている。また、関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、20年10月以降2回の入札公告を行い民間競争入札を実施したが、落札者が決定しなかったため、入札条件を変更し3回目の入札を実施することとしており、そのための準備を進めている。	妥当な取り組み状況であると認められる	
	・競争性のない随意契約については、契約内容、移行予定年限、移行困難な理由等を公表		当該の事項について、ホームページに公表している。	妥当な取り組み状況であると認められる	
	・実質的な競争性を確保する必要		準備期間を確保できるようにするため公告期間を出来るだけ長く設定するよう努めている。また、入札参加資格の見直しを行うなどの取組を行っている。	妥当な取り組み状況であると認められる	
	・一者応札・応募となった契約を精査		一般競争入札及び企画競争による契約件数150件中一者応札・応募は61件(40.7%)となっている。(内訳は、検査機器の点検等36件、工事関係14件、役務の提供6件、物品購入5件) 公告期間を出来るだけ長く設定するよう努めるとともに入札参加資格の見直しを図るなど、実質的な競争性の確保に努めている。	妥当な取り組み状況であると認められる	

各種会議	・独立行政法人の契約制度について		契約に関する規程類は国の基準に準じている。また、企画競争、公募に関する規程等の整備を図ると共に公募の実施要領も合わせて整備している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	・入札及び契約全般における競争性の確保について	II. 2. (2)②随意契約の見直し	各検査部で購入していた事務用品等の消耗品を、本部において一般競争にて一括契約を実施している。(インターネット購入) また、入札公告をホームページ等で公表すると共に参加資格の制限等の見直しを図ることで競争性の確保に努めている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	・公益法人等に対する随意契約について		公益法人等との契約は、他に履行可能な者がおらず真に随意契約によらざるを得ない場合を除き競争性のある契約に移行している。公益法人等との契約件数は19件(7.6%)で、内訳は一般競争11件、公募1件、随意契約7件(放送受信料、審査証紙の製造など)である。再委託をしている例はない。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	・契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について		21年3月に複数年契約、企画競争及び公募について、規程類を整備し適正に業務遂行出来るよう整備するとともに、契約審査委員会の規定を整備するなど一層の充実を図っている。また、一般競争、企画競争及び公募の契約案件についてホームページに公表しており透明性を図っている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	・発注元独立行政法人退職者の再就職について		該当していない	
	・目的積立金を申請していない理由(当期総利益1億円以上の場合)	II. 6. 剰余金の使途	当期総利益184百万円について、将来の審査件数の減少に伴う欠損の発生に備える必要があるため、また、法人の経営努力により生じた利益を区別することは困難であるため、目的積立金は申請していない。	妥当であると認められる
	・経常損益で損失計上されたものがその後、利益計上された場合の経緯		該当していない	
	・総損失の発生要因と業務運営上の問題(当期総損失1億円以上)		該当していない	
	・繰越欠損金の解消計画の策定状況、妥当性及び進捗状況(当期欠損金100億円以上)		該当していない	
	・利益剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無(当期利益剰余金100億円以上)	II. 3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	該当していない(当期利益剰余金326百万円)	
・運営費交付金の執行率	財務諸表	20年度:99.1%	妥当であると認められる	

給与水準の見直し	整理合理化計画	・人件費総額の削減	Ⅱ. 7. (2) 人事に関する計画	当法人役職員の給与については、国家公務員の給与水準を維持しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっている。なお、平成22年度末に17年度比で5%の人員削減を行うこととしている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・社会的理解の得られる水準に是正、給与水準の高い理由の公表	Ⅱ. 7. (2) 人事に関する計画	「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレス指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。	妥当であると認められる
		・法人の長の報酬を府省事務次官の給与範囲内とする。		事務次官の給与の範囲内である。	妥当であると認められる
		・役員の報酬額の公表		ホームページにおいて公表済みである。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・役員報酬及び職員給与に業務実績及び勤務成績を反映させる。		役員報酬については、期末特別手当について、理事長が役員の勤務実績に応じて増額又は減額できる規定となっている。職員の給与については、職員の勤務成績に応じた昇給及び勤勉手当への反映を実施している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	・上記についての監事監査		監事監査において、給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から確認している。	妥当な取り組み状況にあると認められる	
政独委年度評価意見・関心事項		・給与水準の適切性等について厳格な評価	Ⅱ. 7. (2) 人事に関する計画	当法人役職員の給与については、国家公務員の給与水準を維持しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっている。「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレス指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。	妥当であると認められる
		・公表値を前提とした法人の取り組み状況の適切性についての検証	Ⅱ. 7. (2) 人事に関する計画	「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレス指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。	妥当であると認められる
		・国家公務員水準を上回っている理由についての検証	Ⅱ. 7. (2) 人事に関する計画	「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレス指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。	
人件費管理	政独委年度評価意見・関心事項	・福利厚生費による活動内容		健康診断、表彰、常備薬購入等に係る経費。	妥当であると認められる
		・レクリエーション経費についての予算執行状況、予算編成状況(国との比較)		該当していない	
		・レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化等を踏まえた見直しの有無		真に必要な福利厚生費(健康診断、表彰、常備薬購入等)の使用に努めている。	妥当な取り組み状況にあると認められる

内部統制	整理合理化計画	・人事評価の実施、業績等の給与等への反映		役員報酬については、期末特別手当について、理事長が役員の勤務実績に応じて増額又は減額できる規定となっている。職員の給与については、職員の勤務成績に応じた昇給及び勤勉手当への反映を実施している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・業務・マネジメントに関し、国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映		意見募集を行う際には、ホームページに掲載するとともに、プレス発表している。審査事務規程の改正に関する意見募集では、ホームページへの掲載及びプレス発表を行っており、提出された意見を反映して判断基準の明確化等を行っている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・内部統制について向上を図り、講じた措置を公表		ホームページにおいて、コンプライアンスの推進に関する規程を公表している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・内部統制のあり方について専門的知見を活用し検討		独立行政法人通則法改正により国において対応している	
		・職員の勤務時間その他の勤務条件の公表		ホームページにおいて、就業規則及び職員給与規程を公表している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	政独委年度評価意見・関心事項	・コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価)等について		業務がより適切に行われるよう事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等を実施している。また、20年3月にコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めたコンプライアンスの推進に関する規程を制定している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・内部統制の体制の整備状況		業務がより適切に行われるよう事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等を実施している。また、20年3月にコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めたコンプライアンスの推進に関する規程を制定している。	妥当な取り組み状況にあると認められる
		・内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況		審査業務に関し、本部による調査・指導を臨時を含め21箇所、検査部による調査・指導を20箇所実施している。また、入札・契約等に関しては、本部による内部監査を3箇所実施している。さらに、業務活動に関連する法令等についての研修を実施し、内部監査結果については随時業務運営に反映している。	妥当な取り組み状況にあると認められる

保有資産の見直し	整理合理化計画	・保有する合理的理由の認められない資産の売却、国庫返納		当法人の保有する資産は検査業務に使用する施設等及び中央実習センター(研修施設)であり、全ての資産は有効に使用されており売却及び国庫返納資産はない。	妥当であると認められる	
		・実物資産の保有の必要性についての見直し	II. 2. (2)③資産の有効活用	全ての資産は有効に使用されている。また、中央実習センターについては、研修業務に支障のない範囲での一部貸出ができるよう規定の整備を図っているところ。	妥当であると認められる	
		・不要となった金融資産の売却・国庫返納、金融資産についての見直し		該当していない		
		・上記についての監事監査		監事監査において、保有資産が有効に使用されていることについて確認している。	妥当な取り組み状況であると認められる	
	政独委年度評価意見・関心事項	財務諸表	・財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因		減損の兆候の判定を行ったところ、減損に至った固定資産は認められなかった。	
			・債権(融資等業務及びそれ以外で100億円以上)の回収状況、関連法人への貸付状況、その必要性		該当していない。	
		II. 2. (2)③資産の有効活用	・主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績等)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握	全ての資産は有効に使用されている。中央実習センターは、職員が審査業務を実施するうえで必要な知識・技能等の習得を目的とした研修施設であり、平成20年度は36コース(220日)の研修を実施し770名が受講している。	妥当であると認められる	
			・主要な固定資産についての監事監査や減損会計の情報等	監事監査において、保有資産が有効に使用されていることについて確認している。	妥当な取り組み状況であると認められる	
		II. 2. (2)③資産の有効活用	固定資産等の活用状況、不十分な場合原因の妥当性や法人の取組	全ての資産は有効に使用されている。中央実習センターは、職員が審査業務を実施するうえで必要な知識・技能等の習得を目的とした研修施設であり、平成20年度は36コース(220日)の研修を実施し770名が受講している。	妥当な取り組み状況であると認められる	
	関連法人	整理合理化計画	・関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報公開		関連法人なし	
政独委年度評価意見・関心事項			・出資等に関する規程等の整備状況と内容		関連法人なし	
		・出資状況(出資先の経営状況、法人の指導状況)		関連法人なし		
		・剰余金の活用方策の検証		関連法人なし		
		・機構全体の事業実施のあり方の見直しについての検証		関連法人なし		
情報開示	整理合理化計画	・情報へのアクセスの容易化		自動車検査法人のWEBサイトのトップページに「公開情報」のメニューを設け、入札情報、契約情報、規程等の各種情報を公表するとともに、各種情報の公開に際しては、分かり易い表現とするよう努めている。	妥当な取り組み状況であると認められる	
		政独委年度評価意見・関心事項	・業務改善を図る取組を促すアプローチ実施状況	II. 1. (1)③審査方法の改善(ウ)職員による改善 II. 1. (3)②利用しやすい施設と業務運営(ウ)受検者の要望の把握	アンケートにより受検者の要望を把握し、業務・施設の改善事項を検討・実施している。また、「NAVIポスト」を設け職員による改善提案を受け付けている。	妥当な取り組み状況であると認められる
役職員のイニシアチブ	政独委年度評価意見・関心事項		・職員の積極的な貢献を促すアプローチ実施状況	II. 1. (1)⑤職員能力の向上 II. 1. (1)⑥職員の意欲向上	従前の不正改造車等の排除等に貢献した職員及び連続無事故事務所に対する表彰に加え、三次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の開発及び導入に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー(6名)及び第一期中期計画期間において技術指導教官として検査技術の向上及び検査職員の技術向上に貢献した職員(86名)に対する表彰を実施することにより、職員の業務への取組意欲の向上を図っている。	妥当な取り組み状況であると認められる

整理合理化計画	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自動車検査・審査業務等の一元化】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。</p>		自動車審査業務等の移管について、22年度末までに措置すべく国土交通省、検査法人及び交通安全環境研究所の関係者による検討を進めているところ。	適切な取り組み状況にあると認められる
	<p>【自動車検査業務】</p> <p>○法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る(平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント[72%→77%]向上の見込み)。</p>		指定整備率を向上させるため、国土交通省が19年度から指定整備工場の要件を一部緩和した。(指定整備率実績:72%(17年度)→73.4%(20年度))	
	<p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p>	II. 2. (2)①一般管理費及び業務経費の効率化目標	20年度に民間競争入札を実施し、21年度から落札者による事業を実施している。	適切な取り組み状況にあると認められる
	<p>○自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p>	II. 2. (2)①一般管理費及び業務経費の効率化目標	20年10月以降2回の入札公告を行い民間競争入札を実施したが、落札者が決定しなかったため、入札条件を変更し3回目の入札を実施することとし、そのための準備を進めている。	適切な取り組み状況にあると認められる
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。</p>		自動車審査業務等の移管について、22年度末までに措置すべく国土交通省、検査法人及び交通安全環境研究所の関係者による検討を進めているところ。	適切な取り組み状況にあると認められる
	<p>○年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。</p>		20年度は1コースを削減。今後、業務量の推移を見つつ、ユーザー利便の低下を招かない範囲において、23年3月までに段階的に検査コース数を削減する予定となっている。	適切な取り組み状況にあると認められる
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。</p>	II. 1. (1)⑤職員能力の向上	自動車審査高度化施設の導入に伴い、「高度化施設特別研修」等を新設し研修の充実を努めているところ。	適切な取り組み状況にあると認められる

検査法人への指摘事項	政独委年度評価意見・関心事項	・利益剰余金の発生要因等をより明確にした上で評価を行うべき。	Ⅱ. 3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	当期総利益184百万円は、計画と比して、検査機器の点検回数減少等による業務経費及び一般経費の減少(136百万円)、欠員の発生による人件費の減少(430百万円)、退職給付費用の増加(1,254百万円)、審査手数料収入の増加(900百万円)等が生じたことによるものであり、法人の総収益10,789百万円に比して1.7%である。	妥当であると認められる
	国交省評価委員会指摘事項	○不当要求件数を減らす未然防止策を検討すべき。	Ⅱ. 1. (1)①不当要求防止対策の充実	不当要求責任者の選任及び検査場の巡回による管理・責任体制の強化を図っており、また、警察による検査場への定期的な巡回を依頼すること等により不当要求の未然防止を図っている。	妥当な取り組み状況であると認められる
		○単年度の能力向上だけでなく、資格・職位別育成計画カリキュラムに沿って実施した結果を達成度でみえるようにすべき。	Ⅱ. 1. (1)⑤職員能力の向上	単年度の能力向上だけでなく、審査事務の経験年数等に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮して研修を行っているとともに、全ての研修においてアンケートを実施しており、検査官補を対象とした研修では修了試験を実施して研修生の理解度を評価している。	妥当な取り組み状況であると認められる
		○表彰制度にバリエーションを設け「意欲向上」を達成するためにはどのようなシステムが必要かを検討すべき。	Ⅱ. 1. (1)⑥職員の意欲向上	従前の不正改造車等の排除等に貢献した職員及び連続無事故事務所に対する表彰に加え、三次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の開発及び導入に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー(6名)及び第一期中期計画期間において技術指導教官として検査技術の向上及び検査職員の技術向上に貢献した職員(86名)に対する表彰を実施することにより、職員の業務への取組意欲の向上を図っている。	妥当な取り組み状況であると認められる
		○今後これらの装置・施設(注:3次元測定・画像取得装置、自動車審査高度化施設)の導入を進めることにより、積載量増しなどにつながる不正な二次架装並びに受検者による申請書等の改ざん及び受検車すり替え等の不正受検の防止を図るうえでの対策となると考えられる。	Ⅱ. 1. (2) 検査情報の電子化等による検査の高度化	新規検査等において効率よく車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を導入し、運用を開始している。また、検査結果等の電子化については、検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した「自動車審査高度化施設」を関東検査部及び中部検査部管内の検査場を中心に導入している。	妥当な取り組み状況であると認められる
		○アンケート結果を分析し活用すべき。	Ⅱ. 1. (3)②利用しやすい施設と業務運営(ウ)受検者の要望の把握	アンケート結果の分析がしやすいよう設問を工夫している。また、受検者の属性等を踏まえて回答結果の分析を行っており、これを基に施設及び業務の改善策の検討を行っている。	妥当な取り組み状況であると認められる
		○販売に係る手間、証紙の貼付など受検者に係る手間を減らす努力をすべき。	Ⅱ. 2. (1)②審査手数料の収納体制の整備	自動車審査証紙の受注、発送、在庫管理等の業務を検査法人本部で一元的に行うことによる効率的な業務執行体制を整備したことにより、売りさばき人の手間が大幅に軽減されている。また、自動車審査証紙の販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、国の印紙と同一の窓口で販売することによって、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。一部の売りさばき人は証紙の貼付をサービスで行っている場合もあり、受検者から証紙の貼付についての不満は寄せられていない。この体制により、これまで混乱なく順調に審査手数料の収納がなされている。	妥当な取り組み状況であると認められる

予算執行調査	1. 調査結果を踏まえた検査コース数の削減 ○稼働率100%未満の検査場については、検査コースの更新時期にあわせ、現行中期目標期間が終了する22年度までに、検査コース数の削減を図り、もって、運営費交付金等の縮減につなげるべきである。		20年度は1コースを削減。今後、業務量の推移を見つつ、ユーザー利便の低下を招かない範囲において、23年3月までに段階的に検査コース数を削減する予定となっている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	○独立行政法人改革等の趣旨も踏まえ、指定整備率の向上を着実に進め、更なる検査コース数の削減につなげ、これを予算に反映していくべきである。		指定整備率を向上させるため、国土交通省が19年度から指定整備工場の要件を一部緩和したところ。(指定整備率実績:72%(17年度)→73.4%(20年度))	
	2. 再検査車両への対応 再検査回数の制限、限定車検証の交付による再検査手数料の適切な徴収により、検査コースを流れる車両数の削減を図り、検査コース数の更なる削減等につなげるべきである。	II. 1. (1)③審査方法の改善(ア) 審査事務規程の充実・明確化	不適合車両の整備等を十分行わず再入場を繰り返す一部の受検者が、検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害していることから、受検機会と費用負担の公平性並びに確実な整備を確保するとともに、業務運営の効率化を図るため、1回の申請で検査コースに入場できる回数を3回まで(再入場2回)とする扱いを開始している。これにより、制限回数内または当日中に合格しない場合は、限定検査証の交付を受け、あらためて検査申請を行うことが必要となっている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	3. ユーザー利便性の向上 月末(特に年度末)に集中している事務量の平準化等により車検コースの検査可能台数を引き上げるとともに、待ち時間の解消によりユーザーの利便性の向上を図るため、検査の質を確保しつつ、以下のような措置を講ずるべきである。			
	・インターネットによる予約制度の改善(空予約の防止)		空予約を防止するため、国土交通省においてインターネット予約システムの改修を行った。(19年度に措置済み)	
	・業界団体を通じての平準化への協力依頼		業界関係団体との連絡会等の機会において、検査業務の平準化についての協力要請を行っている。	妥当な取り組み状況にあると認められる
	・検査機器の高度化・電子化対応による業務の効率化 等	II. 1. (2) 検査情報の電子化等による検査の高度化	新規検査等において効率よく車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を導入し、運用を開始している。 また、検査結果等の電子化については、検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した「自動車審査高度化施設」を関東検査部及び中部検査部管内の検査場を中心に導入している。	妥当な取り組み状況にあると認められる